◎新潟県告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
阿賀野市金屋字道上 567番1から	新	8.0~21.0メートル	25. 4メートル
同市金屋字道上564番1まで	旧	8.0~8.3メートル	25.4メートル